

農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について、農地中間管理事業
農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)
第18条第3項の規定により、利害関係人の意見を聴取します。

令和6年9月13日

公益財団法人群馬県農業公社
理事長 横室 光良

農用地利用集積等促進計画(案) (前橋市)

所 在					面積(m ²)	終期
市町村名	大字又は町	字	地番	地区名		
前橋市	粕川町新屋		430-2	全域	2405	R9.5.31
前橋市	力丸町		371-1	全域	1641	R7.10.31
前橋市	柏倉町		1704	全域	1969	R11.5.31
◎意見聴取期間						

令和6年9月13日(金) から 令和6年9月19日(木)